

# 鎌倉市における電光表示装置等ガイドライン

令和4年12月9日施行

## 1 趣旨

電光表示装置等（デジタルサイネージ）は、情報の伝達性に優れ、可変性が高く、多様な表現が可能となるなど有効な広告手段であり、地域課題の解決の手段となる可能性があります。表現の自由度や利便性の高さ、低価格化等により増加傾向にあり、無秩序にこれらがまちに氾濫すれば景観疎外要因となります。また、光の動きに加え、音を発するものも多く、市民の安全や健康、住環境等にも悪影響を及ぼす恐れがあります。こうしたことから、設置の場所や高さ・大きさ、明るさや色彩、音、動き等をコントロールする必要があります。

そこで、鎌倉市屋外広告条例（以下「条例」という。）では、条例別表第2及び別表第3に「電光表示装置等」(\*1)の制限を定めました。

このガイドラインは、電光表示装置等の適切な規制誘導を目的として、条例の規定による基準のほか、必要な事項を定めるものです。

このガイドラインを基に、市民及び事業者の協力を得て、歴史遺産と共生するまち・鎌倉の街並みや景観の維持、創造をしていきたいと考えています。

### \*1 電光表示装置等とは

電光的に発光することにより常時表示する内容を変化させることができる装置（LEDディスプレイ、可変式LED照明を使用する広告物等を含む。）

## 2 適用範囲

電光表示装置等を使用する広告物等を対象とします。なお、道路管理、交通安全、防犯、災害対策等の安全性・緊急性等のため、強い光や大きな音などが必要な公共広告物等は対象から除きます。

## 3 配慮事項

電光表示装置等を設置する場合は、次の事項に配慮する必要があります。

### (1) 設置位置・規格

ア 信号機や道路標識等と類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがある場所には設置しないこと。

イ 急カーブには表示し、又は設置しないこと。

ウ 指定文化財、景観重要建築物等及び歴史的風致形成建造物の敷地若しくはその周辺50メートル以内の場所には設置しないこと（周辺の状況等から支障がないと認める場合を除く。）。

エ 広告物等（条例別表第3に定める基準の欄の第3項ただし書きに規定するものを除く。この号において同じ。）を住宅地に向けて設置しないこと。広告物が第1種地域、第2種地域及び古都鎌倉特定区域から展望できないように配慮すること。

### (2) 明るさ（輝度）・色彩

ア 地域の景観に調和した明るさ（輝度）は、条例別表第1に定める地域種別等に応じ、それぞれ別表に定める数値を標準とする。

イ 明るさを抑制するとともに、画面を見やすくするため、庇を設ける、強い光の方に向けない、反射・映り込み防止フィルム等を使用するなどの工夫を施すこと。

ウ 周辺環境に応じて適切な点灯時間を設定すること。原則として、午後11時から日の出までの間は消灯すること。

エ 自動販売機、移動式看板については、必要以上の光量を発生しないものとする。

オ 時間帯等によって明るさ（輝度）を調整するための調光機能を備えること。

- カ まぶしさを低減するため、地色に工夫を施し、地色の白は控えること。
- キ 地域の景観に調和した色彩とし、自然物を除き、明るく派手な高彩度色の使用は控えること。
- ク 信号機の付近、曲がり道及び急こう配の道路の沿道では、次の事項に配慮すること。
  - (ア) 信号機と誤認されるような赤・青・黄など高彩度色は使用しないこと。
  - (イ) 信号機より目立たない明るさ（輝度）に抑えること。
  - (ウ) 運転者の注意を低減させないように設置位置、大きさ、明るさ等に工夫を施すこと。

### (3) 音

- ア 原則、音は出さないこと。
- イ 第5種地域において音を出す場合でも昼間のみとし、かつ音量は50 dB以内とすること。

### (4) 動き

- ア 地域の景観に調和した動きとするため、次の事項に配慮すること。
  - (ア) 画面はゆっくりと切り替えること。
  - (イ) 過度な点滅や激しい動きは避けること。
  - (ウ) 動画はできる限り静止画に近いゆっくりとした表現とすること。

### (5) その他

- ア 通りの進行方向に正対する広告物の表示は避けること（低層部に設置し、運転者を幻惑等するおそれがないものを除く。）。
- イ コンテンツの内容が古都鎌倉にふさわしいものとするよう配慮すること。
- ウ 次に挙げるものなど、公衆に不快感や不安を与えるような表現はしないこと。
  - (ア) 公序良俗に反するもの（暴力・反社会的、風俗的・性的、法規に抵触恐れ、いじめ・人権侵害を想起させるものなど）
  - (イ) 不快の念をもたらず、公共の場にふさわしくないもの
- エ だれも見やすいユニバーサルデザインとするため、次の事項に配慮すること。
  - (ア) 多言語表示は、煩雑な印象となるため、別画面に分けるなどの工夫を施すこと。
  - (イ) 表示文字数は1面あたり15文字以内に収めるよう配慮すること。
  - (ウ) 視点場からの視認距離が1.5メートル程度の近景を主とするものは、文字高20ミリメートルを目安とすること。
- オ 連続して設置する場合は、相互間の距離を3メートル以上確保し設置すること。
- カ 自己用広告物以外の広告物を表示する場合にあっては、広告物の内容は、極力市内にある店舗、事業所、施設等の情報表示を優先したものとする。こと。（市内比率は5割以上を目標とする。）
- キ 上記に定めるもののほか、その他の屋外広告物の取扱いの例による。

## 4 その他の事項

- (1) その他地域の景観に調和させるために必要な措置については、協議により定める。
- (2) 条例第9条第1項各号、第3項及び第4項、若しくは第11条の規定に基づく許可の特例を受けた広告物等については、このガイドラインの規定の全部又は一部を適用しないことができるものとする。
- (3) 電光表示装置等のある広告物等の許可を受ける場合には、別紙の配慮事項の適合状況についてのチェックリストを市長に提出し、協議を行うものとする。
- (4) このガイドラインは、その運用状況、効果等を勘案し、条例第1条に規定する目的の達成状況を評価した上で、このガイドラインの施行後2年以内に必要な見直しを行うものとする。

別表

地域種別等	用途地域	輝度 (cd/m <sup>2</sup> )		音 (dB)
		昼間	備考 1	
第 3 種区域	工業系	夜間	1000 以下	出さない
		昼間	備考 1	
第 4 種区域 (その他を除く)	沿道系	夜間	800 以下	
		昼間	備考 1	
第 5 種区域 (その他を除く)	商業系	夜間	1000 以下	50 以下
		昼間	備考 1	
その他	-	全日	800 以下	出さない

備考

- 1 昼間においても極力、明るさ（輝度）の抑制に努め、地域の景観に調和した明るさ（輝度）とすること。
- 2 地域種別等の欄のその他は、第 1 種地域、第 2 種地域及び古都鎌倉特定区域内に設置する駐車場の満空表示等地域住民の日常生活の利便に供する施設において、自ら提供するサービス等を表示する広告物で、必要最小限かつ規模の小さいもの。
- 3 明るさ（輝度）の欄の昼間は午前 6 時から午後 7 時まで、夜間は午後 7 時から午前 6 時までを標準とする。ただし、光の影響の大きい時間帯は、季節・天気・周囲の明るさ等により変動があるため、状況に応じ輝度を抑える必要がある。
- 4 音の欄の昼間は午前 6 時から午後 11 時までとする。
- 5 地域種別等の欄のその他の明るさ（輝度）は、周辺の状況等から支障がないと認める場合はこれによらないことができる。
- 6 明るさ（輝度）の基準に係わらず、周辺住民等から苦情等があった場合は、対応に努めること。

## 鎌倉市における電光表示装置等ガイドライン配慮事項の適合状況についてのチェックリスト

項目	No.	ガイドラインの内容	チェック
設置位置・規格	1	信号機や道路標識等と類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがある場所には設置しないこと。	
	2	急カーブには表示し、又は設置しないこと。	
	3	指定文化財、景観重要建築物等及び歴史的風致形成建造物の敷地若しくはその周辺50メートル以内の場所には設置しないこと（周辺の状況等から支障がないと認める場合を除く。）。	
	4	広告物等（条例別表第3に定める基準の欄の第3項ただし書きに規定するものを除く。この号において同じ。）を住宅地に向けて設置しないこと。広告物が第1種地域、第2種地域及び古都鎌倉特定区域から展望できないように配慮すること。	
明るさ（輝度）・色彩	5	地域の景観に調和した明るさ（輝度）は、条例別表第1に定める地域種別に 応じ、それぞれ別表に定めるところによること。	昼間.....cd/m <sup>2</sup> 夜間.....cd/m <sup>2</sup>
	6	明るさを抑制するとともに、画面を見やすくするため、庇を設ける、強い光の方に向け ない、反射・映り込み防止フィルム等を使用するなどの工夫を施すこと。	
	7	周辺環境に応じて適切な点灯時間を設定すること。原則として、午後11時から日の 出までの間は消灯すること。	
	8	自動販売機、移動式看板については、必要以上の光量を発生しないものとするこ と。	
	9	時間帯等によって明るさ（輝度）を調整するための調光機能を備えること。	
	10	まぶしさを低減するため、地色に工夫を施し、地色の白は控えること。	
	11	地域の景観に調和した色彩とし、自然物を除き、明るく派手な高彩度色の使用は控 えること。	
	12	信号機の付近、曲がり道及び急こう配の道路の沿道では、次の事項に配慮すること。	
	ア	信号機と誤認されるような赤・青・黄など高彩度色は使用しないこと。	
	イ	信号機より目立たない明るさ（輝度）に抑えること。	
	ウ	運転者の注意を低減させないように設置位置、大きさ、明るさ等に工夫を施すこ と。	
	音	14	原則、音は出さないこと。
15		第5種地域において音を出す場合でも、昼間のみとし、かつ音量は50dB以内とす ること。	.....dB
動き	16	地域の景観に調和した動きとするため、次の事項に配慮すること。	
	ア	画面はゆっくりと切り替えること。	
	イ	過度な点滅や激しい動きは避けること。	
	ウ	動画はできる限り静止画に近いゆっくりとした表現とすること。	
その他	17	通りの進行方向に正対する広告物の表示は避けること（低層部に設置し、運転者を幻 惑等するおそれがないものを除く。）。	
	18	コンテンツの内容が古都鎌倉にふさわしい文化的なものとするよう配慮すること。	
	19	次に挙げるものなど、公衆に不快感や不安を与えるような表現はしないこと。	
	ア	公序良俗に反するもの（暴力・反社会的、風俗的・性的、法規に抵触恐れ、いじめ・ 人権侵害を想起させるものなど）	

	イ	不快の念をもたらず、公共の場にふさわしくないもの。	
	20	だれも見やすいユニバーサルデザインとするため、次の事項に配慮すること。	
	ア	多言語表示は、煩雑な印象となるため、別画面に分けるなどの工夫を施すこと。	
	イ	表示文字数は1面あたり15文字以内に収めるよう配慮すること。	
	ウ	視点場からの視認距離が1.5メートル程度の近景を主とするものは、文字高20ミリメートルを目安とすること。	
	21	連続又は近接して設置する場合は、相互間の距離を3メートル以上確保し設置すること。	
	22	自己用広告物以外の広告物を表示する場合にあつては、広告物の内容は、極力市内にある店舗、事業所、施設等の情報表示を優先したものとすること（市内比率は5割以上を目標とする。）。	
摘 要			

備考

- 1 ガイドラインに適合している項目は「チェック」の欄にレ点を、該当項目であるが適合していない項目は×を、広告物等の内容によって該当しない項目は斜線を引いてください。
- 2 5の明るさ（輝度）は昼間と夜間の最大値を、15の音量は午前6時から午後11時までの最大値を記載してください。
- 3 当該チェックリストには、次の図書等を添付して提出してください。
  - ア 案内図及び配置図
  - イ 仕様書及び意匠図
  - ウ 映像データDVD又はコンテンツの内容が分かるもの
  - エ 設置する場所及びその付近の状況が分かるカラー写真
  - オ その他ガイドラインの適合状況を説明する図書等